

# 参 考 資 料

## 令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会委員事前配付資料一覧

- 令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会諮問事項 p. 1
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋） … 資料1 p. 2
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋） … 資料2 p. 5
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（抜粋） … 資料3 p. 7
- 神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例 … 資料4 p. 8
- 神奈川県教科用図書選定審議会規則 … 資料5 p. 9
- 本県における義務教育諸学校の教科用図書の採択について … 資料6 p. 10
- 教科用図書採択地区 … 資料7 p. 13
- 神奈川県教科書センター一覧 … 資料8 p. 14
- 県下公立小・中学校使用教科書採択状況 … 資料9 p. 15
- 教科書と教科用図書 … 資料10 p. 17
- 令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針  
（令和2年度に定めた採択方針） … 資料11 p. 18

令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会  
諮 問 事 項

- (1) 令和5年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和5年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (6) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

## 資料 1

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）  
（昭和 38 年 12 月 21 日 法律第 182 号）

### 第 3 章 採択

（都道府県の教育委員会の任務）

**第 10 条** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

**第 11 条** 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（採択地区）

**第 12 条** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとしたときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（教科用図書の採択）

**第 13 条** 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに 1 種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに 1 種の教科用図書について行なうものとする。

- 3 公立の中学校で学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに 1 種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第 1 項の場合において、採択地区が 2 以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第 17 条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第 1 項から第 3 項まで及び前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号。以下「臨時措置法」という。）第 6 条第 1 項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

**第 14 条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

**第 15 条** 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（指定都市に関する特例）

**第 16 条** 指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

- 2 指定都市の教育委員会は、第 10 条の規定によつて都道府県の教育委員会が行な

う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに1種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第6項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

**第17条** この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋）  
（昭和 39 年 2 月 3 日 政令第 14 号）

（教科用図書選定審議会の設置期間）

**第 7 条** 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

**第 8 条** 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

**第 9 条** 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね 3 分の 1 になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
  - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
  - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることできない。

（教育委員会規則への委任）

**第 10 条** 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

（採択地区協議会の組織及び運営）

**第 11 条** 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

- 2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

(採択地区協議会の規約事項)

**第 12 条** 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 採択地区協議会の名称
- 二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- 三 採択地区協議会の組織
- 四 教科用図書の選定の方法
- 五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

(採択地区協議会の規約の変更)

**第 13 条** 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

(採択の時期)

**第 14 条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

- 2 9 月 1 日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

**第 15 条** 法第 14 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第 1 項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則 (抜粋)  
(昭和 39 年 政令第 2 号)

(同一教科用図書の採択の特例)

第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われなかったこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

1 略

2 略

3 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)第十二条の規定による再申請(同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。)により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間



資料 4

神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例  
(昭和39年神奈川県条例第70号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第2項の規定に基づいて設置される神奈川県教科用図書選定審議会の委員の定数は、15人以上20人以内とする。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

## 神奈川県教科用図書選定審議会規則（昭和39年3月31日教育委員会規則第5号）

（趣旨）

**第1条** この規則は、神奈川県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 審議会は、毎年度、神奈川県教育委員会が任命した委員で組織する。

2 委員の任期は、毎年度、4月1日から同年8月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

**第3条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

**第4条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（専門調査員）

**第5条** 専門の事項を調査研究するため、審議会に専門調査員を置く。

2 専門調査員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が任命する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、専門調査員となることができない。

4 専門調査員は、非常勤とする。

（庶務）

**第6条** 審議会の庶務は、神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課において処理する。

（委任）

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年8月1日教育委員会規則第13号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年5月16日教育委員会規則第7号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日教育委員会規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。

附 則（平成15年4月22日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日教育委員会規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教育委員会規則第3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日教育委員会規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 資料 6

### ◎ 本県における義務教育諸学校の教科用図書の採択について（別表参照）

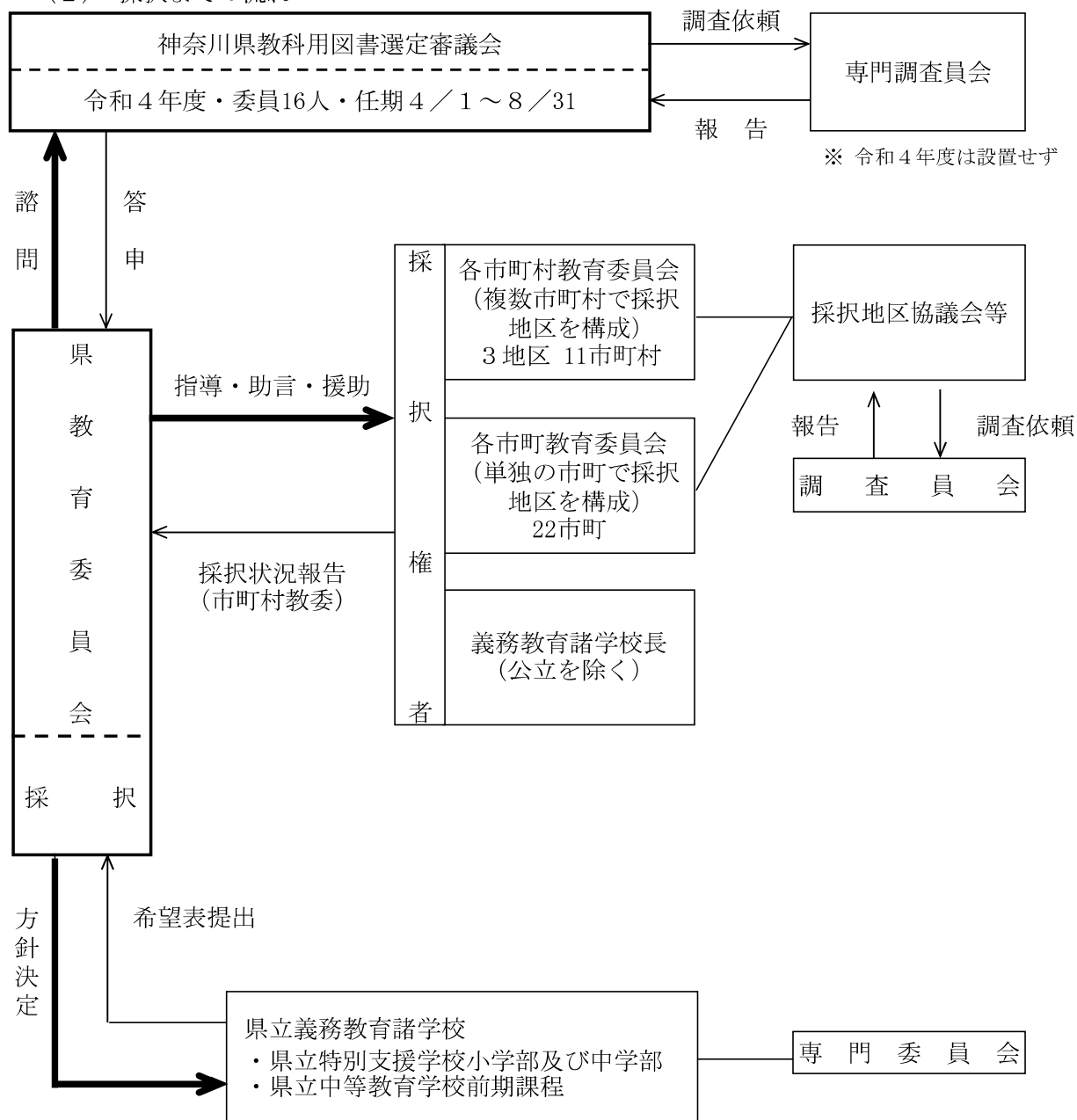
- (1) 無償措置法第12条の規定に基づき、神奈川県教育委員会は教科用図書採択地区を設定（25地区/平成29年4月1日）するとともに、毎年度教科用図書選定審議会（条例により委員定数15～20人、任期8月31日まで。以下「審議会」という。）を設け、この審議会の意見を聞いて、神奈川県教育委員会として採択方針を定め、それをもとに市町村の教育委員会等に対し、教科用図書の採択に関し、指導、助言又は援助を行う。
- (2) 市町村の教育委員会等の採択権者は、県の指導、助言等を受けて種目ごとに1種の教科用図書を採択する。ただし、採択地区内に2以上の市町村が存するときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- (3) 無償措置法施行令第15条の規定に基づき、同一の教科用図書を採択する期間は4年間である。（学校教育法附則第9条図書を除く）

※ 学校教育法附則第9条…高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○義務教育諸学校の教科用図書採択について

(1) 採択の時期 令和4年8月31日までに進行

(2) 採択までの流れ



【 参 考 】

今後の教科用図書採択のスケジュール（予定）

- 1 令和4年度の教科用図書の採択について  
 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において令和5年度に使用する教科用図書の採択を行う。

- 2 今後の教科用図書の採択スケジュール

年度(令和)		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
学校種別等区分									
学習指導要領									
小学校	検定	○				○			
	採択替え		○				○		
	使用開始			○				○	
学習指導要領									
中学校	検定		○				○		
	採択替え			○				○	
	使用開始				○				○

## 教科用図書採択地区

(平成29年4月1日から)

	採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
1	横 浜 地 区	横浜市
2	川 崎 地 区	川崎市
3	相 模 原 地 区	相模原市
4	横 須 賀 地 区	横須賀市
5	鎌 倉 地 区	鎌倉市
6	藤 沢 地 区	藤沢市
7	茅 ヶ 崎 地 区	茅ヶ崎市
8	逗 子 地 区	逗子市
9	三 浦 地 区	三浦市
10	葉 山 地 区	三浦郡（1町）
11	寒 川 地 区	高座郡（1町）
12	厚 木 地 区	厚木市
13	大 和 地 区	大和市
14	海 老 名 地 区	海老名市
15	座 間 地 区	座間市
16	綾 瀬 地 区	綾瀬市
17	愛 甲 地 区	愛甲郡（1町1村）
18	平 塚 地 区	平塚市
19	秦 野 地 区	秦野市
20	伊 勢 原 地 区	伊勢原市
21	大 磯 地 区	大磯町
22	二 宮 地 区	二宮町
23	小 田 原 地 区	小田原市
24	足 柄 上 地 区	南足柄市、足柄上郡（5町）
25	足 柄 下 地 区	足柄下郡（3町）

## 資料8

## 神奈川県教科書センター一覧

	教科書センター名称	設置場所	展示教科書の種別
1	神奈川県教科書センター	神奈川県立総合教育センター内	小・中・高
2	横浜市中心図書館内 教科書センター	横浜市中心図書館内	小・中・高・特
3	横浜市都筑図書館内 教科書センター	横浜市都筑図書館内	小・中
4	横浜市神奈川図書館内 教科書センター	同 神奈川図書館内	小・中
5	横浜市保土ヶ谷図書館内 教科書センター	同 保土ヶ谷図書館内	小・中
6	横浜市磯子図書館内 教科書センター	同 磯子図書館内	小・中
7	川崎市総合教育センター内 教科書センター	川崎市総合教育センター内	小・中・高
8	川崎市教育会館内 教科書センター	川崎市教育会館内	小・中・高
9	相模原市教科書センター	相模原市立総合学習センター内	小・中・高
10	同 相模湖分室	相模湖総合事務所内	小・中
11	横須賀地区教科書センター	横須賀市教育研究所内	小・中・高・特
12	湘南地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 湘南三浦教育事務所内	小・中・高
13	三浦地区教科書センター	三浦市役所第2分館内	小・中
14	県央地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 県央教育事務所内	小・中・高
15	中地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 中教育事務所内	小・中・高
16	同 秦野分館	秦野市役所教育庁舎内	小・中
17	同 伊勢原分館	伊勢原市役所本庁舎内	小・中
18	足柄上地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所足柄上指導課内	小・中
19	足柄下地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所内	小・中・高

## 令和2～5年度使用公立小学校採択教科書一覧

令和3年9月現在

採択地区	市町村名	国語		社会		算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	保健	英語	特別の教科 道徳
		国語	書写	社会	地図									
横浜	横浜市 *義務教育学校を含む	光村	光村	教出	帝国	東書	啓林館	光村	教出	日文	開隆堂	光文	東書	東書
川崎	川崎市	光村	光村	教出	帝国	教出	東書	東書	教芸	日文	東書	学研	東書	光村
相模原	相模原市 *義務教育学校を含む	光村	光村	教出	帝国	大日本	東書	東書	教芸	開隆堂	開隆堂	東書	光村	東書
横須賀	横須賀市	光村	光村	東書	帝国	東書	東書	東書	教芸	日文	東書	光文	教出	光文
鎌倉	鎌倉市	光村	光村	教出	帝国	学図	学図	東書	教出	開隆堂	東書	学研	学図	光村
藤沢	藤沢市	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	東書	教芸	開隆堂	開隆堂	学研	東書	光村
茅ヶ崎	茅ヶ崎市	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	大日本	教芸	開隆堂	東書	東書	教出	東書
逗子	逗子市	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	東書	教芸	日文	東書	光文	教出	日文
三浦	三浦市	光村	光村	教出	帝国	学図	大日本	東書	教芸	日文	東書	大日本	東書	光村
葉山	葉山町	光村	東書	教出	帝国	学図	大日本	教出	教出	開隆堂	東書	光文	教出	光村
寒川	寒川町	光村	光村	教出	帝国	教出	大日本	光村	教芸	日文	開隆堂	東書	光村	光村
厚木	厚木市	光村	光村	教出	帝国	東書	東書	東書	教芸	日文	開隆堂	光文	東書	日文
大和	大和市	光村	光村	東書	帝国	東書	啓林館	教出	教出	開隆堂	開隆堂	東書	三省堂	光村
海老名	海老名市	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	啓林館	教出	開隆堂	開隆堂	東書	光村	光村
座間	座間市	光村	光村	教出	帝国	東書	東書	東書	教出	日文	東書	学研	東書	光文
綾瀬	綾瀬市	光村	光村	教出	帝国	学図	東書	教出	教出	開隆堂	開隆堂	東書	東書	光文
愛甲	愛川町	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	東書	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	光村	光文
	清川村	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	東書	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	光村	光文
平塚	平塚市	東書	東書	教出	帝国	教出	啓林館	東書	教出	日文	開隆堂	学研	学図	光村
秦野	秦野市	東書	東書	教出	帝国	啓林館	啓林館	東書	教出	開隆堂	東書	東書	三省堂	学研
伊勢原	伊勢原市	光村	光村	教出	帝国	教出	啓林館	東書	教出	日文	開隆堂	学研	東書	光文
大磯	大磯町	光村	光村	教出	帝国	啓林館	啓林館	啓林館	教出	日文	開隆堂	学研	三省堂	光村
二宮	二宮町	光村	光村	教出	帝国	啓林館	啓林館	東書	教出	開隆堂	東書	学研	光村	東書
小田原	小田原市	光村	光村	教出	帝国	学図	大日本	光村	教芸	日文	開隆堂	学研	開隆堂	学研
足柄上	南足柄市	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	中井町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	大井町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	松田町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	山北町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
足柄下	開成町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	箱根町	光村	光村	教出	帝国	東書	啓林館	東書	教芸	開隆堂	東書	学研	東書	学研
	真鶴町	光村	光村	教出	帝国	東書	啓林館	東書	教芸	開隆堂	東書	学研	東書	学研
	湯河原町	光村	光村	教出	帝国	東書	啓林館	東書	教芸	開隆堂	東書	学研	東書	学研

## 教科書発行者略称一覧

発行者の略称	発行者	発行者の略称	発行者	発行者の略称	発行者
東書	東京書籍株式会社	教出	教育出版株式会社	日文	日本文教出版株式会社
大日本	大日本図書株式会社	教芸	株式会社教育芸術社	文教社	株式会社文教社
開隆堂	開隆堂出版株式会社	光村	光村図書出版株式会社	光文	株式会社光文書院
学図	学校図書株式会社	帝国	株式会社帝国書院	学研	株式会社学研教育みらい
三省堂	株式会社三省堂	啓林館	株式会社新興出版社啓林館	廣あかつき	廣済堂あかつき株式会社



令和3～6年度使用公立中学校採択教科書一覧

令和3年9月現在

採択地区	市町村名	国語	書写	社会			地図	数学	理科	音楽		美術	保体	技術・家庭		英語	特別の教科 道徳
				地理	歴史	公民				一般	器楽			技術	家庭		
横浜	横浜市 *義務教育学校を含む	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	光村	東書
川崎	川崎市	光村	東書	帝国	教出	教出	帝国	教出	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	光村	学研
相模原	相模原市 *義務教育学校を含む	光村	光村	教出	帝国	帝国	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	光村	東書	東書	教図	東書	東書
横須賀	横須賀市	三省堂	三省堂	帝国	教出	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	東書	教出
鎌倉	鎌倉市	光村	光村	帝国	東書	帝国	帝国	東書	学図	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	光村	東書
藤沢	藤沢市	光村	光村	帝国	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	大修館	東書	東書	三省堂	光村
茅ヶ崎	茅ヶ崎市	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	光村	学研	東書	東書	東書	東書
逗子	逗子市	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	啓林館	大日本	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	三省堂	光村
三浦	三浦市	光村	東書	東書	東書	東書	帝国	啓林館	大日本	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	三省堂	東書
葉山	葉山町	光村	光村	帝国	東書	東書	帝国	啓林館	大日本	教芸	教芸	開隆堂	学研	教図	東書	東書	東書
寒川	寒川町	光村	光村	帝国	帝国	日文	帝国	教出	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	教図	教図	光村	東書
厚木	厚木市	東書	東書	東書	東書	帝国	帝国	啓林館	東書	教芸	教芸	光村	学研	東書	教図	開隆堂	日文
大和	大和市	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	日文	啓林館	教芸	教芸	光村	東書	東書	開隆堂	三省堂	光村
海老名	海老名市	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	学図	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	東書	開隆堂	開隆堂	学研
座間	座間市	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	啓林館	啓林館	教芸	教芸	日文	大修館	東書	東書	光村	日文
綾瀬	綾瀬市	光村	光村	帝国	教出	日文	帝国	学図	啓林館	教出	教出	光村	東書	開隆堂	東書	三省堂	日文
愛甲	愛川町	光村	東書	教出	帝国	帝国	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	光村	学研	教図	教図	開隆堂	東書
	清川村	光村	東書	教出	帝国	帝国	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	光村	学研	教図	教図	開隆堂	東書
平塚	平塚市	光村	東書	帝国	帝国	教出	帝国	啓林館	大日本	教芸	教芸	光村	学研	東書	東書	三省堂	光村
秦野	秦野市	東書	東書	帝国	帝国	東書	帝国	啓林館	啓林館	教出	教出	日文	大修館	東書	東書	三省堂	教出
伊勢原	伊勢原市	光村	東書	帝国	東書	東書	帝国	東書	大日本	教出	教出	光村	学研	東書	東書	三省堂	東書
大磯	大磯町	光村	光村	帝国	教出	教出	帝国	啓林館	啓林館	教芸	教芸	光村	学研	東書	東書	三省堂	光村
二宮	二宮町	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	啓林館	啓林館	教芸	教芸	光村	学研	東書	教図	光村	東書
小田原	小田原市	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	学図	大日本	教芸	教芸	光村	大日本	東書	東書	光村	日文
足柄上	南足柄市	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	中井町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	大井町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	松田町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	山北町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
開成町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書	
足柄下	箱根町	光村	光村	帝国	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	学研	教図	開隆堂	開隆堂	学研
	真鶴町	光村	光村	帝国	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	学研	教図	開隆堂	開隆堂	学研
	湯河原町	光村	光村	帝国	東書	東書	帝国	東書	大日本	教芸	教芸	日文	学研	教図	開隆堂	開隆堂	学研

県立中等教育学校(前期課程)・市立高等学校附属中学校

学校名	国語	書写	社会			地図	数学	理科	音楽		美術	保体	技術・家庭		英語	特別の教科 道徳
			地理	歴史	公民				一般	器楽			技術	家庭		
県立平塚中等教育学校	光村	教出	帝国	日文	東書	帝国	啓林館	大日本	教芸	教芸	光村	東書	教図	教図	東書	日文
県立相模原中等教育学校	光村	光村	帝国	日文	帝国	帝国	数研	啓林館	教芸	教芸	光村	学研	開隆堂	開隆堂	光村	日文
横浜市立南高等学校附属中学校	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	光村	東書
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	光村	東書
川崎市立川崎高等学校附属中学校	光村	東書	帝国	教出	教出	帝国	教出	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	光村	学研

教科書発行者略称一覧

略称	発行者	略称	発行者
東書	東京書籍株式会社	啓林館	株式会社振興出版啓林館
大日本	大日本図書株式会社	山川	株式会社山川出版社
教図	教育図書株式会社	数研	数研出版株式会社
開隆堂	開隆堂出版株式会社	日文	日本文教出版株式会社
学図	学校図書株式会社	学研	株式会社学研教育みらい
三省堂	株式会社三省堂	自由社	株式会社自由社
教出	教育出版株式会社	育鵬社	株式会社育鵬社
教芸	株式会社教育芸術社	学び舎	株式会社学び舎
光村	光村図書出版株式会社	廣あかつき	廣済堂あかつき株式会社
帝国	株式会社帝国書院	日科	日本教科書株式会社
大修館	株式会社大修館		

## 教科書と教科用図書

## ○ 教科書の定義（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項）

この法律において「教科書」とは、

文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

## ○ 教科用図書の定義（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条2項）

この法律において「教科用図書」とは、

学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。

## ※ 第34条第1項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

## ※ 附則第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条の第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

教科用図書	
教科書	左記以外の教科用図書（附則第9条）
<input type="checkbox"/> 文部科学大臣の検定本 <input type="checkbox"/> 文部科学省の著作本	<input type="checkbox"/> 特別支援学校、特別支援学級で使用できる一般図書
4年間使用	毎年度使用変更ができる

## ※ 附則第9条の適用される教科用図書（毎年度採択替えができる）

- (1) 検定本、著作本以外の教科用図書
- (2) 検定本、著作本の下学年使用
- (3) 特別支援学校において当該学校用の検定本、著作本以外の検定本、著作本

令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和4年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

## 1 令和4年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手続について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和2・3・4・5年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会（歴史的分野）」（令和4・5・6年度用）等を利用し、採択すること。

## 2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

### 3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
  - ア 教育委員会
  - イ 校長会
  - ウ 教育研究会
  - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

### 4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

ア 当該採択地区内の市町村教育委員会

イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

(4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査委員会を置く。

(5) 調査委員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。

(7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

## 5 令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

### ア 教科・種目に共通な観点

#### (7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

○「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項・第49条）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

#### (イ) かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。

- ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を

育てる。

#### (ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
  - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
  - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
  - ・言語能力の確実な育成
  - ・伝統や文化に関する教育の充実
  - ・体験活動の充実
  - ・学校段階間の円滑な接続
  - ・情報活用能力の育成
  - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

#### (エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

#### イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和 3 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。